平成２３年（フ）第４９号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前143番地１　市営住宅災害田中団地10号
債務者　佐々木由利香
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１１２号
和歌山県東牟婁郡串本町串本2483番地　コーポ岡野２階８号室
債務者　濵口富美子（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３１号
和歌山県西牟婁郡白浜町3319番地の11
債務者　眞砂さとみ（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６９７号
埼玉県川口市大字安行小山443番地の１　大場第３ビル201号
債務者　田中　幸江
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
埼玉県蕨市中央１丁目17番30号　ルネ蕨１号館208号
債務者　石森　　智
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７５号
埼玉県川口市芝新町12―11　メゾン芝103号、住民票上の住所埼玉県蕨市中央６丁目15番14号
債務者　西森　勝雄
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０３号
さいたま市見沼区大和田町１丁目989番地３　戸山ハイツ105―Ｂ
債務者　飯島　邦一
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０７号
埼玉県新座市北野２丁目14番14号　第二中森ハイツ207号室
債務者　西浦　千代
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
新潟県長岡市関原南２丁目4082番地２―302
債務者　村山　憲司
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
新潟県見附市元町１丁目10番59号
債務者　三宅　晴美
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
新潟県長岡市江陽１丁目２番９号
債務者　関口　暁大
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
愛知県西尾市西浅井町宮下14番地４　キングスコート西尾プレステージ1107号
債務者　工藤　政勝
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
岡山県総社市久代4832番地１
債務者　竹本　俊介
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
岡山県倉敷市山地1379番地８　トレンディⅢ―202
債務者　東　　勝俊
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
岡山県倉敷市福田町古新田668番地２　リジェール105
債務者　三宅　新吾
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第22地割79番地
債務者　小林リツ子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月５日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２２号
北海道野付郡別海町別海新栄町９番地の１
債務者　武藤　秀雄
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部